

令和6年3月8日

枚方市発注工事等を受注される皆様へ

枚 方 市

公共工事設計労務単価の改定（令和6年3月以後適用分）
に伴う技能労働者の適正な賃金水準の確保について

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）の運用について、本市では、新労務単価の早期活用を図るとともに、同月8日付けでお知らせしましたとおり、同年3月1日以後に締結した工事請負契約又は委託契約（公共工事設計労務単価を使用して積算する案件に限ります。）について、旧労務単価に基づく契約金額を新労務単価に基づく契約金額に変更するための特例措置を講じるなど、適正な賃金水準の確保に努めているところです。

上記の趣旨を御理解いただき、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引き上げ等について適正に対応していただきますようお願いいたします。

総務部 契約課